

令和2年9月7日

利府町立小・中学校 保護者の皆様へ

利府町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る対応について(お知らせとお願い)

日頃より、本町の教育行政に御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止に対しましても御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、誰しもが予期せず罹患する可能性があることから、学校の対応について、下記のとおりお知らせいたしますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における感染症対策について

町内小・中学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、学校の実態に即した対策を講じ、教育活動との両立を図っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2 臨時休業等について

児童生徒や教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、保健所等の助言に基づき、当該学校を概ね3日～5日程度を目安として臨時休業とする予定です。その間、保健所等の指導のもと、当該学校施設の消毒作業を実施いたします。休業期間中は、すべての活動を休止し、学校施設への出入りはできません。

また、臨時休業する場合には、感染拡大防止対策及び不要な憶測等を招かないようにするため、原則として学校名と人数のみを公表いたしますので、御理解と御協力をお願いします。

※ 臨時休業期間については、当該学校よりお知らせいたします。

3 保健所等への協力について

臨時休業期間に保健所による接触状況調査等が行われます。保健所より、感染者との関わりの状況について確認を求められる場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

4 誹謗中傷の防止について

令和2年8月25日文部科学大臣よりメッセージがありましたように、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷が懸念されています。

学校においては、感染症に係る風評等による偏見や差別が生じることのないよう、指導してまいります。保護者の皆様におかれましても、憶測や心ない噂による情報の発信や拡散などの言動は慎むよう御理解と御協力をお願いいたします。

5 その他

- ・ 御家庭におかれましても、基本的な感染症防止対策に努め、「新しい生活様式」の取組に御協力をお願いします。
- ・ お子さんや同居する御家族の方が、発熱の症状等が続く場合は、かかりつけの医療機関や県電話相談窓口にご相談し、指示を受対応するようお願いいたします。

【県相談窓口】022 (211) 3883 または 022 (211) 2882

- ・ お子さんや同居する御家族の方がPCR検査を受ける場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡をお願いします。